

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第461号)

平成18年8月10日

横 情 審 答 申 第 461 号

平 成 18 年 8 月 10 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成18年4月24日健障福第70号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市障害程度区分判定等試行事業（モデル事業）に係る文書のうち
市町村審査会資料（認定調査票、医師意見書で自閉症と診断された人の分
のみ）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市障害程度区分判定等試行事業（モデル事業）に係る文書のうち市町村審査会資料（認定調査票、医師意見書で自閉症と診断された人の分のみ）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市障害程度区分判定等試行事業（モデル事業）に係る文書のうち市町村審査会資料（認定調査票、医師意見書で自閉症と診断された人の分のみ）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年2月20日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、生活状況、診断名、傷病名及び個人が識別される「障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容」欄の記述（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため、一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち、個人のイニシャル、生年月日、現住所、生活状況、診断名、傷病名及び個人が識別される「障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容」欄の記述については、個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書には該当しないため、非開示とした。
- (2) 本件申立文書のうち、白抜き部分については、障害程度区分判定等試行審査会（以下「モデル審査会」という。）に文書を提出するときに白抜きにされていたので、本件処分の際には非開示部分としていない。黒塗り部分については、個人のイニシャル、生年月日及び現住所が記載されていたので、本件処分の際に非開示部分として黒塗りとした。なお、異議申立人（以下「申立人」という）は医師氏名等が黒塗りにされているにもかかわらず、一部開示理由説明書には非開示部

分として医師氏名等が記載されていないと主張しているが、医師氏名等については、モデル審査会に提出したときから白抜きにされており、黒塗りにしなかったため、一部開示理由説明書には記載していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取り消しを求める。

(2) 条例第7条第2項第2号に該当しない（個人のイニシャル、生年月日及び現住所を除く。）。

(3) 医師意見書のうち、申請者の部分について、年齢及び性別が開示されている。非開示情報の該当箇所を非開示にする方法が、統一されていない。原本の状態を把握することができない。申請者の生年月日を非開示処分にするのは、当然であるので、問題にしない。しかし、ある医師意見書は、生年月日を黒塗りにして、ほかの医師意見書は白抜きにしている（あるいは、記入していない）のは、情報公開制度の事務が適切ではないと考えられる。さらに、統一した目隠し処理をしないことになるので、どの部分を非開示にしたのかわかりにくくなったことを問題としたい。個人のイニシャル及び住所についても同じことが言える。

(4) 医師意見書のうち、医療機関の部分について、医師氏名、医療機関名、医療機関所在地及び電話番号の部分を黒塗りにしているものもある。一部開示理由説明書では、非開示にしているという記載がない。横浜市には、この部分を非開示としている認識がない。

申立人は、開示された行政文書を見て、医師氏名等が黒塗りにされていると主張している。黒塗りにしていないとのことであれば、審査会に開示した文書のすべてを提出して、黒塗りにしていないことを証明していただきたい。申立人が受け取った行政文書は、医師氏名等が黒塗りにされている。申立人は医師氏名等が黒塗りにされていることをもって、医師氏名等を非開示処分にしたと主張している。すべての医師氏名等が白抜きにされていない事実を確認する必要がある。

(5) 治療内容を非開示にすることによって、知的障害を伴う自閉症のある人の医学的支援状況が把握できないことになっている。地域生活に困難をきたしている状況を非開示にすることは、自閉症のある人の生活の困難さを市民が理解することができないことに繋がる。あいまいに、一般化された自閉症の行動特徴のみを開

示しても、問題行動を軽減することを目的とした適切な医学的治療を受けることができない自閉症のある人がいるということが分かるだけである。障害者自立支援法（平成17年法律第123号）は、どんなに障害が重度の人であっても、地域で生活することを目指している。医師は、問題行動（行動障害）の軽減を目的とした治療をしているという「医師意見書」を作成する責任がある。

- (6) 申立人は、どのような医学的支援が、重度知的障害を伴う自閉症のある人に必要かという視点から、多くの行動障害を持つ人の利益を考えて開示することができると主張する。有効な医学的支援内容を開示していくことが、自閉症のある人が安心して地域で生活する上で必要である。そうすると、有効な医学的知見を医師が共有することにも繋がる。自閉症のある人の行動障害を軽減する医学的知見を開示して、医学的な治療をできないでいる医師を支援することが、開示をすることの公的利益である。
- (7) 個人情報、厳格に保護される必要がある。行動障害があると、その地域では、とても有名人になっている。医師意見書を開示することにより、個人が識別されるおそれがあるという場合は、その個人が地域で安心して、それなりの安定した生活を送っていることが前提になる。障害が要求する支援の不足等により、安定して生活を送っていない人は、どうするのか。安定した生活を送っていない人をどのように支援していくのかという視点から、開示決定をすべきであると考え。安定して、安心して生活できる環境がなく、必要とする支援の質と量が確保できないにもかかわらず、地域で生活をさせられている人がいるということがこのモデル事業の結果から明らかになった。

個人を識別することができるかどうかについても、その識別されるおそれ、可能性については、厳格に査定することが必要である。個人が識別されるおそれ、可能性に関しては、行政の恣意的な判断ではないことの証明を、行政自らすべきである。行動障害をもったまま、現在の環境での生活を続けることは、行動障害の軽減がますます困難になると考える。

本人はもちろんのこと、家族は、行動障害を軽減する有効な方法の開発及び知見を求めている。関係者・関係機関が厳格に個人情報を管理することによって、自閉症のある人の個人情報の保護がなされ、自閉症のある人に対して有効とされる治療方法が開発され、治療に関する情報を共有することができると考える。それゆえ、自閉症のある人の生命、健康及び生活を保護するために開示することが

必要であると考えられる情報である。以上のとおり、条例第7条第2項第2号ただし書ア及びイに該当する。

5 審査会の判断

(1) 障害程度区分判定等試行事業について

障害程度区分判定等試行事業（以下「本件事業」という。）は、障害福祉サービスの支給決定に関する調査及び障害程度区分素案の試行を通じ、障害者等の心身の状態等に関するデータを収集し、障害程度区分の開発を行うとともに、障害者自立支援法における新支給決定手続実施の際の課題を把握することを目的として、障害程度区分判定等試行事業実施要綱（平成17年5月16日障発第0516003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、全国60市町村において実施されたものである。

横浜市においては、横浜市障害程度区分判定等試行事業実施要綱（平成17年5月25日福障福第210号及び衛精第202号）に基づき、平成17年6月1日から平成17年7月31日までの期間に本件事業が実施されている。

横浜市の本件事業では、無作為抽出された障害者等に対し、サービス受給状況、心身の状況等について職員が訪問して認定調査を行い、その調査結果を基にコンピュータソフトによる障害程度区分の一次判定を行い、一次判定について医師の意見書等の内容を加味してモデル審査会による二次判定が行われている。また、支給決定プロセスの試行として、障害程度区分の判定後、障害福祉サービス等の支給決定案を作成し、この案についてモデル審査会の意見聴取が行われている。

なお、調査対象者に対しては、事前に調査実施方法、研究結果の使われ方等について、面接調査等の結果は個人を特定できない形で統計学的に処理されること、個人情報外部に公表されることはないこと等を説明し、同意を得るものとされている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、モデル審査会に提出された審査資料のうち、自閉症と診断された者の文書であり、認定調査票（概況調査）、認定調査票（特記事項）、医師意見書、市町村審査会資料及び障害福祉サービス等の支給決定案から構成されている。

認定調査票（概況調査）には調査対象者、認定を受けている各種の障害等級等、サービスの利用状況、地域生活関連について勘案すべき事項等が、認定調査票

(特記事項)には麻痺、移動、動作等に関連する項目についての特記事項が、医師意見書には傷病に関する意見、特別な医療、心身の状態に関する意見等が、市町村審査会資料には一次判定結果、判定調査項目等が、障害福祉サービス等の支給決定案には支給決定案、サービス利用申請に至った理由・状況等が記録されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、認定調査票（概況調査）に記録された生活状況、診断名及び傷病名並びに医師意見書に記録された傷病名及び個人が識別される「障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容」欄の記述は個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書には該当しないため、非開示としたとしている。これに対し、申立人は、本件申立部分は本号ただし書ア及びイに該当するため開示すべきであると主張している。

ウ 本件事業において行われたモデル審査会は、障害者自立支援法における新たな支給決定手続を導入するに当たり、障害者等の心身の状態等に関するデータ収集、障害程度区分の開発、実務上の課題の把握等を目的として試行されたものであり、障害程度区分の審査判定及びサービス支給決定案に対する意見具申を行っている。モデル審査会における審査判定は、本件事業の目的を説明し、同意が得られた障害者等を対象として行われており、対象者ごとに認定調査票（概況調査）、認定調査票（特記事項）、医師意見書、市町村審査資料等が審

査資料として作成されている。これらの資料には、当該障害者等の傷病・心身の状態や生活・サービス利用などの状況について具体的かつ詳細に記録されているため、これらの審査資料全体が特定の個人の健康状態及び生活状況に直接かかわる個人に関する情報であり、当該障害者の身体、健康及び生活に直接かかわる最も機微にわたる情報であると認められることから、公にすることにより、特定の個人を識別することができなくとも、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。また、本件事業の実施に当たり、調査対象者に対して個人情報外部に公表されることはないこと等を説明した上で協力を得ているものである。これらのことを考慮すると本件申立文書全体が本号本文に該当する。

エ 次に、これら本号本文に該当するとした情報の本号ただし書の規定の該当性について検討する。

本件申立文書に記録されたこれらの情報は、個人の身体、健康及び生活に関する具体的な内容であり、このような個人に関する機微にわたる情報が、一般に人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められず、また法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとも認められない。

したがって、本件申立文書全体が本号本文に規定する条例上保護すべき個人情報に該当する。

オ 以上のとおり、本件申立文書は、本来、文書全体を非開示とすべきものであり、実施機関が非開示とした部分については開示すべきものではないことから、本件申立部分を非開示とした決定は妥当であると判断した。

しかし、実施機関が本件処分において、本件申立文書の大部分を開示したことは個人情報を保護するという本号の趣旨に反し、適切ではない。実施機関においては、個人情報について開示、非開示の判断をするに当たっては、慎重に行うことを要望する。

カ なお、申立人は、医師氏名等が黒塗りにされた文書を提出し、当該部分が白抜きにされていないと主張するが、当審査会が確認したところ、当該文書は、申立人が行った別の開示請求において開示された文書であることが認められ、この点について実施機関の説明に不合理な点はなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年4月24日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年4月24日 (第82回第二部会)	・諮問の報告
平成18年4月27日 (第83回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年5月11日 (第84回第一部会)	・審議
平成18年5月19日 (第22回第三部会)	・諮問の報告
平成18年5月25日 (第85回第一部会)	・審議
平成18年6月5日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年6月8日 (第86回第一部会)	・審議
平成18年6月22日 (第87回第一部会)	・審議
平成18年6月30日	・実施機関から一部開示理由説明書(追加説明)を受理
平成18年7月7日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成18年7月13日 (第88回第一部会)	・審議